

中华人民共和国民法总则

中華人民共和國民法總則

(2017年3月15日第十二届全国人民代表大会第五次
会议通过)

(2017年3月15日第12期全国人民代表大会第5回
會議で可決)

目 录

目 次

第一章 基本规定

第一章 基本規定

第二章 自然人

第二章 自然人

第一节 民事权利能力和民事行为能力

第1節 民事權利能力及民事行為能力

第二节 监护

第2節 後見

第三节 宣告失踪和宣告死亡

第3節 失踪宣告及び死亡宣告

第四节 个体工商户和农村承包经营户

第4節 個人工商業者及び農村請負經營業者

第三章 法 人

第三章 法人

第一节 一般规定

第1節 一般規定

第二节 营利法人

第2節 營利法人

第三节 非营利法人

第3節 非營利法人

第四节 特别法人

第4節 特別法人

第四章 非法人组织

第四章 非法人組織

第五章 民事权利

第五章 民事權利

第六章 民事法律行为

第六章 民事法律行為

第一节 一般规定

第1節 一般規定

第二节 意思表示

第2節 意思表示

第三节 民事法律行为的效力

第3節 民事法律行為の効力

第四节 民事法律行为的附条件和附期限

第4節 民事法律行為への条件附加及び期限附加

第七章 代 理

第七章 代 理

第一节 一般規定

第1節 一般規定

第二节 委托代理

第2節 委託による代理

第三节 代理终止

第3節 代理の終了

第八章 民事责任

第八章 民事責任

第九章 诉讼时效

第九章 訴訟時効

第十章 期间计算

第十章 期間の計算

第十一章 附 则

第十一章 附則

第一章 基本規定

第一条 为了保护民事主体的合法权益，调整民事关系，维护社会和经济秩序，适应中国特色社会主义发展要求，弘扬社会主义核心价值观，根据宪法，制定本法。

第二条 民法调整平等主体的自然人、法人和非法人组织之间的人身关系和财产关系。

第三条 民事主体的人身权利、财产权利以及其他合法权益受法律保护，任何组织或者个人不得侵犯。

第四条 民事主体在民事活动中的法律地位一律平等。

第五条 民事主体从事民事活动，应当遵循自愿原则，按照自己的意思设立、变更、终止民事法律关系。

第六条 民事主体从事民事活动，应当遵循公平原则，合理确定各方的权利和义务。

第七条 民事主体从事民事活动，应当遵循诚信原则，秉持诚实，恪守承诺。

第八条 民事主体从事民事活动，不得违反法律，不得违背公序良俗。

第九条 民事主体从事民事活动，应当有利于节约资源、保护生态环境。

第十条 处理民事纠纷，应当依照法律；法律没有规定的，可以适用习惯，但是不得违背公序良俗。

第十一条 其他法律对民事关系有特别规定的，

第一章 基本規定

第1条 民事主体の適法な權益を保護し、民事關係を調整し、社会と經濟の秩序を維持し、中国の特色ある社会主義の發展の要求に適応し、社会主義の核心的な価値觀を發揚するために、憲法に基づいて本法を制定する。

第2条 民法は、平等な主体としての自然人、法人、非法人組織の間の身分關係及び財産關係を調整する。

第3条 民事主体の人格權及び身分權、財産の權利及びその他の適法な權益は、法律による保護を受け、いかなる組織又は個人も、これを侵害してはならない。

第4条 民事活動における民事主体の法的な地位は、例外なく平等である。

第5条 民事主体が民事活動に従事するにあたっては、自由意志の原則に則り、自己の意思により民事法律關係を構築、変更、終了させなければならない。

第6条 民事主体が民事活動に従事するにあたっては、公平の原則に則り、各人の權利及び義務を合理的に確定しなければならない。

第7条 民事主体が民事活動に従事するにあたっては、信義誠実の原則に則り、常に誠実であり、承諾したことを遵守しなければならない。

第8条 民事主体が民事活動に従事するにあたっては、法律や、公序良俗に違反してはならない。

第9条 民事主体が民事活動に従事するにあたっては、資源の節約、生態環境の保護に貢献するよう努めなければならない。

第10条 民事紛争を処理するにあたっては、法律を根拠としなければならない。法律に規定がない場合は、慣習を適用することができるが、公序良俗に反するものであってはならない。

第11条 その他、法律で民事關係について特段の

依照其規定。

第十二条 中华人民共和国领域内的民事活动，适用中华人民共和国法律。法律另有规定的，依照其规定。

規定を設けているものは、その規定に従うものとする。

第 12 条 中華人民共和国の域内における民事活動には、中華人民共和国の法律を適用する。法律に別段の規定があるものは、その規定に従うものとする。

第二章 自然人

第二章 自然人

第一节 民事行为能力

第 1 節 民事權利能力及民事行為能力

第十三条 自然人从出生时起到死亡时止，具有民事行为能力，依法享有民事权利，承担民事义务。

第 13 条 自然人は出生してから死亡するまで民事權利能力を持ち、法により民事權利を与えられ、民事義務を負担する。

第十四条 自然人的民事行为能力一律平等。

第 14 条 自然人の民事權利能力は、例外なく平等である。

第十五条 自然人的出生时间和死亡时间，以出生证明、死亡证明记载的时间为准；没有出生证明、死亡证明的，以户籍登记或者其他有效身份登记记载的时间为准。有其他证据足以推翻以上记载时间的，以该证据证明的时间为准。

第 15 条 自然人の出生及び死亡の日時は、出生証明書、死亡証明書に記載される日時を基準とする。出生証明書、死亡証明書のない場合、戸籍登記書又はその他の有効な身分登記書に記載された日時を基準とする。その他、これらの記載日時を覆すに十分な証拠がある場合、その証拠によって証明される日時を基準とする。

第十六条 涉及遗产继承、接受赠与等胎儿利益保护的，胎儿视为具有民事行为能力。但是胎儿娩出时为死体的，其民事行为能力自始不存在。

第 16 条 遺産の相続、贈与の收受等胎児の利益の保護に関わる場合、胎児は民事權利能力を持つものとみなす。ただし、胎児が分娩時点で死亡していた場合、その民事權利能力は、もとより存在しなかったものとなる。

第十七条 十八周岁以上的自然人为成年人。不满十八周岁的自然人为未成年人。

第 17 条 満 18 歳以上の自然人を成年者とする。満 18 歳未満の自然人を未成年者とする。

第十八条 成年人为完全民事行为能力人，可以独立实施民事法律行为。

第 18 条 成年者は、完全民事行為能力者として、単独で民事法律行為を行うことができる。

十六周岁以上的未成年人，以自己的劳动收入为主要生活来源的，视为完全民事行为能力人。

満 16 歳以上の未成年者が自己の勤労所得を主要な生活源泉としている場合、完全民事行為能力者とみなす。

第十九条 八周岁以上的未成年人为限制民事行为能力人，实施民事法律行为由其法定代理人代理或者经其法定代理人同意、追认，但是可以独立实施纯

第 19 条 満 8 歳以上の未成年者は、民事行為制限能力者であり、民事法律行為の実施は、当人の法定代理人が代理で行うか、法定代理人が同意し追認す

获利益的民事法律行为或者与其年龄、智力相适应的民事法律行为。

るが、単に利益を獲得するだけの民事行為又は本人の年齢、知力に相応する民事法律行為を単独で実施することは可能とする。

第二十条 不满八周岁的未成年人为无民事行为能力人，由其法定代理人代理实施民事法律行为。

第 20 条 満 8 歳未満の未成年者は、民事行為無能力者であり、本人の法定代理人が民事法律行為を代理で実施する。

第二十一条 不能辨认自己行为的成年人为无民事行为能力人，由其法定代理人代理实施民事法律行为。

第 21 条 自らの行為を識別することができない成年者は、民事行為無能力者であり、本人の法定代理人が民事法律行為を代理で実施する。

八周岁以上的未成年人不能辨认自己行为的，适用前款规定。

満 8 歳以上の未成年者で自らの行為を識別することができない者には、前項の規定を適用する。

第二十二条 不能完全辨认自己行为的成年人为限制民事行为能力人，实施民事法律行为由其法定代理人代理或者经其法定代理人同意、追认，但是可以独立实施纯获利益的民事法律行为或者与其智力、精神健康状况相适应的民事法律行为。

第 22 条 自らの行為を完全には識別することができない成年者は、民事行為制限能力者であり、民事法律行為の実施は、本人の法定代理人が代理で行うか、法定代理人が同意し追認するが、単に利益を獲得するだけの民事行為又は本人の知力、精神の健康状態に相応する民事法律行為を単独で実施することは可能とする。

第二十三条 无民事行为能力人、限制民事行为能力人的监护人是其法定代理人。

第 23 条 民事行為無能力者、民事行為制限能力者の後見人は、その法定代理人となる。

第二十四条 不能辨认或者不能完全辨认自己行为的成年人，其利害关系人或者有关组织，可以向人民法院申请认定该成年人为无民事行为能力人或者限制民事行为能力人。

第 24 条 自らの行為を完全には識別することができない成年者について、本人の利害関係人又は関連のある組織は、当該成年者が民事行為無能力者又は民事行為制限能力者であることの認定を裁判所に申し立てることができる。

被人民法院认定为无民事行为能力人或者限制民事行为能力人的，经本人、利害关系人或者有关组织申请，人民法院可以根据其智力、精神健康恢复的状况，认定该成年人恢复为限制民事行为能力人或者完全民事行为能力人。

裁判所により民事行為無能力者又は民事行為制限能力者として認定された場合、本人、利害関係人、関連のある組織による申立てにより、裁判所は本人の知力、精神的な健康の回復状況に基づいて、当該成年者が健康を回復して民事行為制限能力者又は完全民事行為能力者となったと認定することができる。

本条规定的有关组织包括：居民委员会、村民委员会、学校、医疗机构、妇女联合会、残疾人联合会、依法设立的老年人组织、民政部门等。

本条所定の関連のある組織には、居民委員会、村民委員会、学校、医療機関、婦女連合会、障害者連合会、法に基づき設立された高齢者組織、民政機関等を含む。

第二十五条 自然人以户籍登记或者其他有效身

第 25 条 自然人は、戸籍登記書又はその他の有効

份登記記載の居所を住所；经常居所与住所不一致的，经常居所视为住所。

な身分登記書に記載している居所を住所とする。常時の居所と住所が一致しない場合は、常時の居所を住所とする。

第二节 监护

第2節 後見

第二十六条 父母对未成年子女负有抚养、教育和保护的义务。

第26条 親は、未成年の子に対して扶養、教育、保護の義務を負う。

成年子女对父母负有赡养、扶助和保护的义务。

成年した子は、親に対して扶養、扶助、保護の義務を負う。

第二十七条 父母是未成年子女的监护人。

第27条 親は、未成年の子の後見人となる。

未成年人的父母已经死亡或者没有监护能力的，由下列有监护能力的人按顺序担任监护人：

未成年者の親がすでに死亡しているか後見能力を持たない場合、後見能力を持つ者が下記の優先順序で後見人となる。

(一) 祖父母、外祖父母；

(1) 祖父母、母方の祖父母

(二) 兄、姐；

(2) 兄、姉

(三) 其他愿意担任监护人的个人或者组织，但是须经未成年人住所地的居民委员会、村民委员会或者民政部门同意。

(3) その他、後見人となる意向のある個人又は組織。ただし未成年者の居住地の居民委員会、村民委員会又は民政機関による同意を経る必要がある。

第二十八条 无民事行为能力或者限制民事行为能力的成年人，由下列有监护能力的人按顺序担任监护人：

第28条 民事行為無能力者又は民事行為制限能力者である成年者については、以下の後見能力を持つ者がこの通りの優先順序で後見人となる。

(一) 配偶；

(1) 配偶者

(二) 父母、子女；

(2) 親、子

(三) 其他近亲属；

(3) その他の近親者

(四) 其他愿意担任监护人的个人或者组织，但是须经被监护人住所地的居民委员会、村民委员会或者民政部门同意。

(4) その他、後見人となる意向のある個人又は組織。ただし未成年者の居住地の居民委員会、村民委員会又は民政機関による同意を経る必要がある。

第二十九条 被监护人的父母担任监护人的，可以通过遗嘱指定监护人。

第29条 被後見人の親が後見人となる場合、遺言により後見人を指定することができる。

第三十条 依法具有监护资格的人之间可以协议确定监护人。协议确定监护人应当尊重被监护人的真实意愿。

第30条 後見の資格を持つ者の間で協議を行い、後見人を決定することができる。協議により決定した後見人は、被後見人の真実の意思を尊重しなければ

ばならない。

第三十一条 对监护人的确定有争议的，由被监护人住所地的居民委员会、村民委员会或者民政部门指定监护人，有关当事人对指定不服的，可以向人民法院申请指定监护人；有关当事人也可以直接向人民法院申请指定监护人。

居民委员会、村民委员会、民政部门或者人民法院应当尊重被监护人的真实意愿，按照最有利于被监护人的原则在依法具有监护资格的人中指定监护人。

依照本条第一款规定指定监护人前，被监护人的人身权利、财产权利以及其他合法权益处于无人保护状态的，由被监护人住所地的居民委员会、村民委员会、法律规定的有关组织或者民政部门担任临时监护人。

监护人被指定后，不得擅自变更；擅自变更的，不免除被指定的监护人的责任。

第三十二条 没有依法具有监护资格的人的，监护人由民政部门担任，也可以由具备履行监护职责条件的被监护人住所地的居民委员会、村民委员会担任。

第三十三条 具有完全民事行为能力的成年人，可以与其近亲属、其他愿意担任监护人的个人或者组织事先协商，以书面形式确定自己的监护人。协商确定的监护人在该成年人丧失或者部分丧失民事行为能力时，履行监护职责。

第三十四条 监护人的职责是代理被监护人实施民事法律行为，保护被监护人的人身权利、财产权利以及其他合法权益等。

监护人依法履行监护职责产生的权利，受法律保护。

第 31 条 後見人の決定について紛争がある場合、被後見人の居住地の居民委員会、村民委員会又は民政機關が後見人を指定する。関係する当事者が当該指定を不服とする場合、後見人の指定を裁判所に申し立てることができる。関係する当事者からも、直接裁判所に後見人の指定を申し立てることができる。

居民委員会、村民委員会、民政機關又は裁判所は被後見人の真実の意思を尊重し、被後見人にとり最も有利となる措置をとるという原則に則って後見の資格を持つ者の中から後見人を指定する。

本条第 1 項に規定する通り後見人を指定するまでに、被後見人の人格権及び身分権、財産の権利及びその他の適法な権益がそれを保護する者のいない状態にある場合、被後見人の居住地の居民委員会、村民委員会、法律の規定する関連組織又は民政機關が臨時後見人となる。

後見人が指定された後は、無断で変更することはできない。無断で変更した場合、指定された後見人の責任は免除されない。

第 32 条 法に基づく後見資格を持つ者がいない場合、民政機關が後見人となるほか、後見履行の職責条件を具備する被後見人の居住地の居民委員会、村民委員会が後見人となることも可能とする。

第 33 条 完全民事行為能力を持つ成年者は、その近親者と、その他の後見人になる意向を持つ個人又は組織と事前に協議を行い、書面形式で自らの後見人を決定することができる。協議により決定した後見人は、当該成年者が民事行為能力の全部又は一部を失ったとき、後見の職責を履行する。

第 34 条 後見人の職責は被後見人の代理で民事法律行為を行うこと、被後見人の人格権及び身分権、財産の権利及びその他の適法な権益等を保護することである。

後見人が法により後見の職責を履行して発生する権利は、法律による保護を受ける。

监护人不履行监护职责或者侵害被监护人合法权益的，应当承担法律责任。

後見人は後見の職責を履行しないか、被後見人の適法な權益を侵害した場合、法的責任を負うものとする。

第三十五条 监护人应当按照最有利于被监护人的原则履行监护职责。监护人除为维护被监护人利益外，不得处分被监护人的财产。

第 35 条 後見人は、被後見人にとり最も有利となる措置をとるという原則に基づき後見の職責を履行するものとする。後見人は、被後見人の利益を保護するため以外の目的で、被後見人の財産を処分してはならない。

未成年人的监护人履行监护职责，在作出与被监护人利益有关的决定时，应当根据被监护人的年龄和智力状况，尊重被监护人的真实意愿。

未成年者の後見人が後見の職責を履行するにあたり、被後見人の利益に関する決定を行う際は、被後見人の年齢及び知力に基づき、被後見人の真実の意思を尊重しなければならない。

成年人的监护人履行监护职责，应当最大程度地尊重被监护人的真实意愿，保障并协助被监护人实施与其智力、精神健康状况相适应的民事法律行为。对被监护人有能力独立处理的事务，监护人不得干涉。

成年者の後見人が後見の職責を履行するにあたっては、被後見人の真実の意思を最大限尊重し、被後見人がその知力、精神健康状況に相応の民事法律行為を行うことを保障し、かつ助けなければならない。被後見人がひとりで処理できることについて、後見人は、これに干渉してはならない。

第三十六条 监护人有下列情形之一的，人民法院根据有关个人或者组织的申请，撤销其监护人资格，安排必要的临时监护措施，并按照最有利于被监护人的原则依法指定监护人：

第 36 条 後見人に以下に掲げる状況の一つがある場合、裁判所は関連する個人又は組織の申立てに基づき、その後見人の資格を取り消し、必要な際には、臨時後見措置を手配して被後見人にとり最も有利となる措置をとるという原則に基づき、法により後見人を指定する。

(一) 实施严重损害被监护人身心健康行为的；

(1) 被後見人の心身の健康に著しい損害を与えた場合

(二) 怠于履行监护职责，或者无法履行监护职责并且拒绝将监护职责部分或者全部委托给他人，导致被监护人处于危困状态的；

(2) 後見の職責履行を怠るか、後見の職責を履行することができず、且つ後見の職責の一部又は全部を他人に委託することを拒否したことにより、後見人を危険、困難な状態に至らしめた場合

(三) 实施严重侵害被监护人合法权益的其他行为的。

(3) その他、被後見人の適法な權益に著しい侵害を与える行為を行った場合

本条规定的有关个人和组织包括：其他依法具有监护资格的人，居民委员会、村民委员会、学校、医疗机构、妇女联合会、残疾人联合会、未成年人保护组织、依法设立的老年人组织、民政部门等。

本条所定の関連する個人及び組織には、その他の法により後見の資格を持つ者、居民委員会、村民委員会、学校、医療機関、婦女委員会、障害者委員会、未成年者保護組織、法により設立された高齢者組織、民政機関等を含む。

前款规定的个人和民政部门以外的组织未及时向人民法院申请撤销监护人资格的，民政部门应当向人民法院申请。

第三十七条 依法负担被监护人抚养费、赡养费、扶养费的父母、子女、配偶等，被人民法院撤销监护人资格后，应当继续履行负担的义务。

第三十八条 被监护人的父母或者子女被人民法院撤销监护人资格后，除对被监护人实施故意犯罪的外，确有悔改表现的，经其申请，人民法院可以在尊重被监护人真实意愿的前提下，视情况恢复其监护人资格，人民法院指定的监护人与被监护人的监护关系同时终止。

第三十九条 有下列情形之一的，监护关系终止：

- (一) 被监护人取得或者恢复完全民事行为能力；
- (二) 监护人丧失监护能力；
- (三) 被监护人或者监护人死亡；
- (四) 人民法院认定监护关系终止的其他情形。

监护关系终止后，被监护人仍然需要监护的，应当依法另行确定监护人。

第三节 宣告失踪和宣告死亡

第四十条 自然人下落不明满二年的，利害关系人可以向人民法院申请宣告该自然人为失踪人。

第四十一条 自然人下落不明的时间从其失去音讯之日起计算。战争期间下落不明的，下落不明的时间自战争结束之日或者有关机关确定的下落不明之日

前項規定の個人及び民政機關以外の組織が適時裁判所に後見人の資格取消しを申し立てなかった場合、民政機關は裁判所に申し立てなければならない。

第 37 条 法により被後見人の扶養費等を負担していた親、子、配偶者等は、裁判所により被後見人の資格が取り消された後も、引き続き負担の義務を履行しなければならない。

第 38 条 被後見人の親又は子が裁判所により後見人の資格を取り消された後、被後見人に対し故意による犯罪を犯した場合を除き、悔い改めたことが確認された場合、申立てを経て、裁判所は被後見人の真実の意思を尊重したうえで、状況によってはその後見人の資格を回復することができ、これと同時に裁判所の指定する後見人と被後見人の後見関係は終了する。

第 39 条 以下に掲げる状況の一つがある場合、後見関係を終了する。

- (1) 被後見人が完全民事行為能力を取得したか回復した場合
- (2) 後見人が後見能力を喪失した場合
- (3) 被後見人又は後見人が死亡した場合
- (4) その他、裁判所により後見関係が終了したと認定される場合

後見関係の終了後、被後見人が依然後見を必要とする場合、法により別に後見人を決定しなければならない。

第 3 節 失踪の宣告及び死亡の宣告

第 40 条 自然人が行方不明となり満 2 年が経過した場合、利害関係人は裁判所に当該自然人が失踪者であることを宣告するよう申し立てることができる。

第 41 条 自然人の行方が不明となっている期間は、音信が不通となった時から起算する。戦争期間中に行方不明となった場合、行方が不明となった時

起計算。

点は戦争の終了した日又は関係機関が決定した行方不明日より起算する。

第四十二条 失踪人の財産由其配偶、成年子女、父母或者其他愿意担任财产代管人的人代管。

第 42 条 失踪者の財産は配偶者、成年した子、親又はその他の財産を代理で管理する意向を持つ者により管理代行する。

代管有争议，没有前款规定的人，或者前款规定的人无代管能力的，由人民法院指定的人代管。

管理代行について紛争が発生したり、前項に規定するような者がいないか、前項に規定した者に管理代行の能力がない場合は、裁判所が指定する者が管理を代行する。

第四十三条 财产代管人应当妥善管理失踪人的财产，维护其财产权益。

第 43 条 管財人は失踪者の財産を適切に管理し、財産権益を保護しなければならない。

失踪人所欠税款、债务和应付的其他费用，由财产代管人从失踪人的财产中支付。

失踪者の未納税額、債務及び支払うべきその他の費用は、管財人により失踪者の財産から支払う。

财产代管人因故意或者重大过失造成失踪人财产损失的，应当承担赔偿责任。

管財人が故意又は著しい過失により失踪者の財産の損失をもたらした場合は、賠償責任を負うものとする。

第四十四条 财产代管人不履行代管职责、侵害失踪人财产权益或者丧失代管能力的，失踪人的利害关系人可以向人民法院申请变更财产代管人。

第 44 条 管財人が管理代行の職責を履行せず、失踪者の財産権益を侵害するか、管理代行の能力を喪失した場合、失踪者の利害関係人は裁判所に管財人の交代を申し立てることができる。

财产代管人有正当理由的，可以向人民法院申请变更财产代管人。

管財人に正当な理由がある場合、裁判所に管財人の交代を申し立てることができる。

人民法院变更财产代管人的，变更后的财产代管人有权要求原财产代管人及时移交有关财产并报告财产代管情况。

裁判所が管財人を変更する場合、変更後の管財人は、もとの管財人に対し、速やかに関連の財産の引渡しを行い、財産の管理代行状況を報告するよう求める権利を持つ。

第四十五条 失踪人重新出现，经本人或者利害关系人申请，人民法院应当撤销失踪宣告。

第 45 条 失踪者が戻った場合、本人又は利害関係人による申し立てを経て、裁判所は失踪宣告を取り消す。

失踪人重新出现，有权要求财产代管人及时移交有关财产并报告财产代管情况。

失踪者は戻ったら、管財人に対し、速やかに関連の財産の引渡しを行い、財産の管理代行状況を報告するよう求める権利を持つ。

第四十六条 自然人有下列情形之一的，利害关系人可以向人民法院申请宣告该自然人死亡：

第 46 条 自然人に以下に掲げる状況のうちの一つがある場合、当該自然人が死亡したことを宣告するよう裁判所に申し立てることができる。

(一) 下落不明满四年；

(二) 因意外事件，下落不明满二年。

因意外事件下落不明，经有关机关证明该自然人不可能生存的，申请宣告死亡不受二年时间的限制。

第四十七条 对同一自然人，有的利害关系人申请宣告死亡，有的利害关系人申请宣告失踪，符合本法规定的宣告死亡条件的，人民法院应当宣告死亡。

第四十八条 被宣告死亡的人，人民法院宣告死亡的判决作出之日视为其死亡的日期；因意外事件下落不明宣告死亡的，意外事件发生之日视为其死亡的日期。

第四十九条 自然人被宣告死亡但是并未死亡的，不影响该自然人在被宣告死亡期间实施的民事法律行为的效力。

第五十条 被宣告死亡的人重新出现，经本人或者利害关系人申请，人民法院应当撤销死亡宣告。

第五十一条 被宣告死亡的人的婚姻关系，自死亡宣告之日起消灭。死亡宣告被撤销的，婚姻关系自撤销死亡宣告之日起自行恢复，但是其配偶再婚或者向婚姻登记机关书面声明不愿意恢复的除外。

第五十二条 被宣告死亡的人在被宣告死亡期间，其子女被他人依法收养的，在死亡宣告被撤销后，不得以未经本人同意为由主张收养关系无效。

第五十三条 被撤销死亡宣告的人有权请求依照

(1) 行方不明になり満4年が経過した場合

(2) 予想外の事件のため、行方不明となり満2年が経過した場合

予想外の事件により行方不明となり、関係機関が当該自然人が生存しているはずがないと証明できる場合、死亡宣告の申し立てに2年間の制限を受けないものとする。

第47条 同一の自然人に対し、ある利害関係人は死亡宣告を申し立て、別の利害関係人が失踪宣告を申し立て、本法に所定の死亡宣告の条件を満たしている場合、裁判所は、死亡宣告を出さなければならない。

第48条 死亡を宣告された者は、裁判所が死亡宣告の判決を出した日を当人の死亡した日とみなす。予想外の事件により行方不明となり死亡を宣告された者は、予想外の事件の発生した日を当人の死亡した日とみなす。

第49条 自然人が死亡宣告を受けたが死亡していなかった場合、当該自然人が死亡宣告を受けてからの期間に行った民事法律行為の効力に影響を与えない。

第50条 死亡宣告を受けた者が戻り、本人又は利害関係人により申し立てを行った場合、裁判所は死亡宣告を取り消すものとする。

第51条 死亡宣告を受けた者の婚姻関係は、死亡宣告の日より消滅する。死亡宣告が取り消された場合、婚姻関係は死亡宣告を取り消した日から自動的に回復するが、当人の配偶者が再婚しているか、婚姻登記機関に対し書面で婚姻を回復したくない旨を声明する場合、この限りでない。

第52条 死亡宣告を受けた者の死亡を宣告された期間にその子が法に従い他人の養子となった場合、死亡宣告の取り消された後で本人の同意を経ることなく養子関係が無効であると主張することはできない。

第53条 死亡宣告を取り消された者は、相続法に

继承法取得其财产的民事主体返还财产。无法返还的，应当给予适当补偿。

利害关系人隐瞒真实情况，致使他人被宣告死亡取得其财产的，除应当返还财产外，还应当对由此造成的损失承担赔偿责任。

第四节 个体工商户和农村承包经营户

第五十四条 自然人从事工商业经营，经依法登记，为个体工商户。个体工商户可以起字号。

第五十五条 农村集体经济组织的成员，依法取得农村土地承包经营权，从事家庭承包经营的，为农村承包经营户。

第五十六条 个体工商户的债务，个人经营的，以个人财产承担；家庭经营的，以家庭财产承担；无法区分的，以家庭财产承担。

农村承包经营户的债务，以从事农村土地承包经营的农户财产承担；事实上由农户部分成员经营的，以该部分成员的财产承担。

第三章 法人

第一节 一般规定

第五十七条 法人是具有民事权利能力和民事行为能力，依法独立享有民事权利和承担民事义务的组织。

第五十八条 法人应当依法成立。

法人应当有自己的名称、组织机构、住所、财产或者经费。法人成立的具体条件和程序，依照法律、行政法规的规定。

に基づきその財産を取得した民事主体に対して財産の返還を請求する権利を持つ。返還できない場合、適当な補償を与えなければならない。

利害関係人が真実の状況を隠匿したために、他人が死亡宣告を受けて財産を取得した場合、財産を返還しなければならないだけでなく、当該行為によってもたらされた損失についても賠償責任を負わなければならない。

第4節 個人工商業者及び農村請負経営業者

第54条 自然人が工商商業經營に従事する際、法に従い登記を行うことにより、個人工商業者となる。個人工商業者は、商号を付けることができる。

第55条 農村集団經濟組織の構成員で、法により農村土地請負經營権を取得し、家庭で經營を請け負う者は、農村請負經營業者となる。

第56条 個人工商業者の債務は、個人經營の場合、個人が財産を負担する。家族經營の場合、家族の財産により負担する。区別がつかない場合、家族の財産により負担する。

農村請負經營業者の債務は、農村土地請負契約に従事する農家が財産を負担する。事実上農家の一部の構成員が經營する場合、その部分の構成員の財産により負担する。

第三章 法人

第1節 一般規定

第57条 法人は、民事権利能力及び民事行為能力を持ち、法により単独で民事権利を与えられ、かつ民事義務を負担する組織である。

第58条 法人は、法により設立されなければならない。

法人は、自らの名称、組織機構、所在地、財産又は経費を持たなければならない。法人の設立にかかる具体的条件及びプロセスは、法律、行政法規等により規定する。

设立法人，法律、行政法规规定须经有关机关批准的，依照其规定。

法人の設立にあたり、法律、行政法規で関係機関による認可を必要とすることを規定しているものは、それらの規定に従う。

第五十九条 法人的民事权利能力和民事行为能力，从法人成立时产生，到法人终止时消灭。

第 59 条 法人の民事権利能力及び民事行為能力は、法人の設立時に発生し、法人が終了したときに消滅する。

第六十条 法人以其全部财产独立承担民事责任。

第 60 条 法人は、その全部の財産により単独で民事責任を負う。

第六十一条 依照法律或者法人章程的规定，代表法人从事民事活动的负责人，为法人的法定代表人。

第 61 条 法律又は法人の定款の規定により、法人を代表して民事活動に従事する責任者は、法人の法定代表者である。

法定代表人以法人名义从事的民事活动，其法律后果由法人承受。

法定代表者が法人の名義で民事活動を行う場合、その法的結果は法人が引き受けるものとする。

法人章程或者法人权力机构对法定代表人代表权的限制，不得对抗善意相对人。

法人定款又は法人の意思決定機関が法定代表者の代表権を制限するにあたり、善意の相手方に対抗することはできない。

第六十二条 法定代表人因执行职务造成他人损害的，由法人承担民事责任。

第 62 条 法定代表者が職務の履行のために他人に損害を与えた場合、法人が民事責任を負う。

法人承担民事责任后，依照法律或者法人章程的规定，可以向有过错的法定代表人追偿。

法人が民事責任を負った後、法又は法人定款の規定に基づき、過失のある法定代表者に求償することができる。

第六十三条 法人以其主要办事机构所在地为住所。依法需要办理法人登记的，应当将主要办事机构所在地登记为住所。

第 63 条 法人は、主要事業所の所在地をその住所とする。法に従い法人登記をする必要のあるものは、主要事業所の所在地を住所として登記しなければならない。

第六十四条 法人存续期间登记事项发生变化的，应当依法向登记机关申请变更登记。

第 64 条 法人の存続期間において登記事項に変更が生じた場合、法に従い登記機関に変更登記を申請しなければならない。

第六十五条 法人的实际情况与登记的事项不一致的，不得对抗善意相对人。

第 65 条 法人の実際状況と登記事項が一致していない場合、善意の相手方に対抗してはならない。

第六十六条 登记机关应当依法及时公示法人登记的有关信息。

第 66 条 登記機関は法により、法人登記に関する情報を適時公示するものとする。

第六十七条 法人合并的，其权利和义务由合并后的法人享有和承担。

第 67 条 法人が合併する場合、その権利と義務は、合併後の法人が享有し、負担する。

法人分立的，其权利和义务由分立后的法人享有连带债权，承担连带债务，但是债权人和债务人另有约定的除外。

法人を分割する場合、その権利と義務は分割後の法人が連帯債権を享有し、連帯債務を負うものとするが、債権者と債務者の間で別段の約定がある場合を除く。

第六十八条 有下列原因之一并依法完成清算、注销登记的，法人终止：

第 68 条 以下に掲げる理由の一つがあり、法により清算を行い、登記抹消を完了したものは、法人を解散する。

(一) 法人解散；

(1) 法人が解散した場合

(二) 法人被宣告破产；

(2) 法人が破産宣告を受けた場合

(三) 法律规定的其他原因。

(3) その他、法律で規定される理由

法人终止，法律、行政法规规定须经有关机关批准的，依照其规定。

法人の終了にあたり、法律、行政法規で関係機関による認可を必要とすることを規定しているものは、それらの規定に従う。

第六十九条 有下列情形之一的，法人解散：

第 69 条 以下に掲げる事由の一つがある場合、法人を解散する。

(一) 法人章程规定的存续期间届满或者法人章程规定的其他解散事由出现；

(1) 法人の定款で規定する存続期間が満了するか、法人定款で規定するその他の解散事由が出現した場合

(二) 法人的权力机构决议解散；

(2) 法人の権力機関が解散を決議した場合

(三) 因法人合并或者分立需要解散；

(3) 法人の合併又は分割により解散する必要がある場合

(四) 法人依法被吊销营业执照、登记证书，被责令关闭或者被撤销；

(4) 法人が法により営業許可証や登記証書を取り消され、閉鎖を命じられ、又は登記を抹消された場合

(五) 法律规定的其他情形。

(5) その他、法律に規定される場合

第七十条 法人解散的，除合并或者分立的情形外，清算义务人应当及时组成清算组进行清算。

第 70 条 法人が解散する場合、合併又は分割の場合を除き、清算義務者は速やかに清算組を立ち上げて清算を行わなければならない。

法人的董事、理事等执行机构或者决策机构的成员为清算义务人。法律、行政法规另有规定的，依照其规定。

法人の董事、理事等の執行機関又は意思決定機関の構成員は、清算義務者である。法律、行政法規で別段の規定がある場合は、その規定に従う。

清算义务人未及时履行清算义务，造成损害的，应当承担民事责任；主管机关或者利害关系人可以申请人民法院指定有关人员组成清算组进行清算。

清算義務者が速やかに清算義務を履行しなかったことにより損害をもたらした場合、民事責任を負わなければならない。所管機関又は利害関係人は、関係者を指定して清算組を立ち上げ清算を行うよう裁判所に申し立てることができる。

第七十一条 法人的清算程序和清算组职权，依照有关法律的规定；没有规定的，参照适用公司法的有关规定。

第 71 条 法人の清算プロセス及び清算組の職権は、関連する法律の規定に従う。規定のない場合、会社法の関連規定を参照する。

第七十二条 清算期间法人存续，但是不得从事与清算无关的活动。

第 72 条 清算期間中、法人は存続するが、清算に関係のない活動に従事してはならない。

法人清算后的剩余财产，根据法人章程的规定或者法人权力机构的决议处理。法律另有规定的，依照其规定。

法人が清算した後の残余財産は、法人の定款の規定又は法人の権力機関の決議に基づき処理する。法律に別段の規定がある場合、その規定に従う。

清算结束并完成法人注销登记时，法人终止；依法不需要办理法人登记的，清算结束时，法人终止。

清算が終結し、法人の登記抹消が完了すれば、法人は終了する。法により法人登記を行う必要のないものは、清算が終結すれば法人は終了する。

第七十三条 法人被宣告破产的，依法进行破产清算并完成法人注销登记时，法人终止。

第 73 条 法人が破産宣告を受けた場合、法により破産清算を行い法人の登記抹消を完了すれば、法人は終了する。

第七十四条 法人可以依法设立分支机构。法律、行政法规规定分支机构应当登记的，依照其规定。

第 74 条 法人は、法により支社を設立することができる。法律、行政法規により支社が登記を行うべきであると規定している場合、その規定に従う。

分支机构以自己的名义从事民事活动，产生的民事责任由法人承担；也可以先以该分支机构管理的财产承担，不足以承担的，由法人承担。

支社は自己の名義で民事活動に従事し、発生する民事責任は法人が負担する。或いは、まずは当該支社の管理する財産により負担し、不足が出た場合に法人が負担してもよい。

第七十五条 设立人为设立法人从事的民事活动，其法律后果由法人承受；法人未成立的，其法律后果由设立人承受，设立人为二人以上的，享有连带债权，承担连带债务。

第 75 条 設立者が法人設立のために従事する民事活動について、その法的結果は法人が引き受けるものとする。法人が設立されていない場合、その法的結果は設立者が引き受けるものとなり、設立者が2人以上の場合は、連帯債権を享有し、連帯債務を負担する。

设立人为设立法人以自己的名义从事民事活动产生的民事责任，第三人有权选择请求法人或者设立人承担。

設立者が法人設立のために従事する民事活動に伴い発生する民事責任について、第三者は法人又は設立者のいずれかを選択して負担を請求する権利を持つ。

第二节 营利法人

第七十六条 以取得利润并分配给股东等出资人为目的成立的法人，为营利法人。

营利法人包括有限责任公司、股份有限公司和其他企业法人等。

第七十七条 营利法人经依法登记成立。

第七十八条 依法设立的营利法人，由登记机关发给营利法人营业执照。营业执照签发日期为营利法人的成立日期。

第七十九条 设立营利法人应当依法制定法人章程。

第八十条 营利法人应当设权力机构。

权力机构行使修改法人章程，选举或者更换执行机构、监督机构成员，以及法人章程规定的其他职权。

第八十一条 营利法人应当设执行机构。

执行机构行使召集权力机构会议，决定法人的经营计划和投资方案，决定法人内部管理机构设置，以及法人章程规定的其他职权。

执行机构为董事会或者执行董事的，董事长、执行董事或者经理按照法人章程的规定担任法定代表人；未设董事会或者执行董事的，法人章程规定的主要负责人为其执行机构和法定代表人。

第八十二条 营利法人设监事会或者监事等监督机构的，监督机构依法行使检查法人财务，监督执行机构成员、高级管理人员执行法人职务的行为，以及法人章程规定的其他职权。

第2節 営利法人

第76条 利益を稼得して株主等の出資者に分配することを目的として設立する法人は、営利法人である。

営利法人には、有限責任公司、股份有限公司及びその他の企業法人等が含まれる。

第77条 営利法人は、法定の登記を行うことで設立される。

第78条 法に従い設立された営利法人に対して、登記機関より営利法人の営業許可証が発給される。営業許可証の発行日を営利法人の設立日とする。

第79条 営利法人の設立にあたっては、法に従い法人定款を制定するものとする。

第80条 営利法人は、権力機関を設けるものとする。

権力機関は、法人定款の修正を行い、執行機関や監督機関の構成員の選挙又は変更を行い、法人定款に規定するその他の職権を行使する。

第81条 営利法人は、執行機関を設けるものとする。

執行機関は、権力機関の会議を招集し、法人の経営計画及び投資案を決定し、法人内部管理機関を設置決定し、法人定款に規定するその他の職権を行使する。

執行機関を董事会又は执行董事とする場合、董事長、执行董事又はマネージャーが法人定款の規定に従い法定代表者を務める。董事会又は执行董事を設けない場合、法人定款に規定する主要な責任者を執行機関及び法定代表者とする。

第82条 営利法人が监事会又は監事等の監督機関を設ける場合、監督機関は法に従い法人財務の検査を行い、執行機関の構成員や高級管理職による法人職務執行の行為を監督し、法人定款に規定するその他の職権を行使する。

第八十三条 营利法人的出资人不得滥用出资人权利损害法人或者其他出资人的利益。滥用出资人权利给法人或者其他出资人造成损失的，应当依法承担民事责任。

营利法人的出资人不得滥用法人独立地位和出资人有限责任损害法人的债权人利益。滥用法人独立地位和出资人有限责任，逃避债务，严重损害法人的债权人利益的，应当对法人债务承担连带责任。

第八十四条 营利法人的控股出资人、实际控制人、董事、监事、高级管理人员不得利用其关联关系损害法人的利益。利用关联关系给法人造成损失的，应当承担赔偿责任。

第八十五条 营利法人的权力机构、执行机构作出决议的会议召集程序、表决方式违反法律、行政法规、法人章程，或者决议内容违反法人章程的，营利法人的出资人可以请求人民法院撤销该决议，但是营利法人依据该决议与善意相对人形成的民事法律关系不受影响。

第八十六条 营利法人从事经营活动，应当遵守商业道德，维护交易安全，接受政府和社会的监督，承担社会责任。

第三节 非营利法人

第八十七条 为公益目的或者其他非营利目的成立，不向出资人、设立人或者会员分配所取得利润的法人，为非营利法人。

非营利法人包括事业单位、社会团体、基金会、社会服务机构等。

第八十八条 具备法人条件，为适应经济社会发展需要，提供公益服务设立的事业单位，经依法登记成立，取得事业单位法人资格；依法不需要办理法人登记的，从成立之日起，具有事业单位法人资格。

第 83 条 营利法人の出資者は出資者の権利を濫用して法人又はその他の出資者の利益を損なってはならない。出資者の権利を濫用し、法人又はその他の出資者の利益を損なったものは、法により民事責任を負うものとする。

営利法人の出資者は、法人の独立の地位や出資者の有限の責任を濫用して法人の債権者の利益に損害を与えてはならない。法人の独立の地位や出資者の有限責任を濫用して債務を逃れ、法人の債権者の利益に著しい損害を与えた場合、法人の債務に対し連帯責任を負わなければならない。

第 84 条 営利法人の持分支配出資者、実質支配者、董事、監事、高級管理職は、その関連関係を利用して法人に利益を与えてはならない。関連関係を利用して法人に損害をもたらした場合、賠償責任を負わなければならない。

第 85 条 営利法人の権力機関、執行機関が決議する会議の招集プロセス、表決方法が法律、行政法規、法人定款に違反するか、決議の内容が法人定款に違反する場合、営利法人の出資者は、当該決議の取消しを裁判所に請求することができるが、営利法人が決議に基づき善意の相手方と形成した民事法律関係は、そのことによる影響を受けない。

第 86 条 営利法人が経営活動に従事するにあたっては、商業道徳を遵守し、取引の安全を守り、政府及び社会による監督を受け、社会的責任を負うものとする。

第 3 節 非営利法人

第 87 条 公益又はその他の非営利の目的のために設立され、出資者や設立者又は会員に稼得利益の分配を行わない法人は、非営利法人である。

非営利法人には、公共機関、社会团体、財団、社会サービス機関等を含む。

第 88 条 法人の条件を具備し、経済社会の発展ニーズに適応し、公共サービスを提供するために設立された公共機関は、法定の登記を行うことで設立し、公共機関の法人の資格を取得する。法により法人登記を行う必要のないものは、設立日から公共機

第八十九条 事业单位法人设理事会的，除法律另有规定外，理事会为其决策机构。事业单位法人的法定代表人依照法律、行政法规或者法人章程的规定产生。

第九十条 具备法人条件，基于会员共同意愿，为公益目的或者会员共同利益等非营利目的设立的社会团体，经依法登记成立，取得社会团体法人资格；依法不需要办理法人登记的，从成立之日起，具有社会团体法人资格。

第九十一条 设立社会团体法人应当依法制定法人章程。

社会团体法人应当设会员大会或者会员代表大会等权力机构。

社会团体法人应当设理事会等执行机构。理事长或者会长等负责人按照法人章程的规定担任法定代表人。

第九十二条 具备法人条件，为公益目的以捐助财产设立的基金会、社会服务机构等，经依法登记成立，取得捐助法人资格。

依法设立的宗教活动场所，具备法人条件的，可以申请法人登记，取得捐助法人资格。法律、行政法规对宗教活动场所所有规定的，依照其规定。

第九十三条 设立捐助法人应当依法制定法人章程。

捐助法人应当设理事会、民主管理组织等决策机构，并设执行机构。理事长等负责人按照法人章程的规定担任法定代表人。

捐助法人应当设监事会等监督机构。

関としての法人格を持つ。

第 89 条 公共機関法人に理事会を設けるものは、法律で別段の規定がある場合を除き、理事会を意思決定機関とする。公共機関法人の法定代表者は法律、行政法規又は法人定款の規定に基づき就任する。

第 90 条 法人の条件を具備し、会員の共同の意向に基づき、公益目的又は会員の共同の利益等のために非営利目的で設立された社会団体は、法定の登記を行うことで設立し、社会団体の法人の資格を取得する。法により法人登記を行う必要のないものは、設立日から社会団体としての法人格を持つ。

第 91 条 社会团体法人は、法により法人定款を制定するものとする。

社会团体法人は、会員大会又は会員代表大会等の権力機関を設けるものとする。

社会团体法人は、理事会等の執行機関を設けるものとする。理事長又は会長等の責任者は、法人定款の規定に基づき法定代表者となる。

第 92 条 法人の条件を具備し、公益目的のために財産を寄付することで設立された財団、社会サービス機関等は、法定の登記を行うことで設立し、寄付法人の資格を取得する。

法により設立された宗教活動の場所が法人の条件を具備する場合、法人登記を申請して寄付法人の資格を取得することができる。法律、行政法規に宗教活動の場所について規定がある場合、その規定に従う。

第 93 条 寄付法人の設立にあたっては、法人定款を制定するものとする。

寄付法人は、理事会や民主管理組織等の意思決定機関を設けたうえ、執行機関も設けるものとする。理事長等の責任者は法人定款の規定に基づき法定代表者を務める。

寄付法人は、监事会等の監督機関を設けるものとする。

第九十四条 捐助人有权向捐助法人查询捐助财产的使用、管理情况，并提出意见和建议，捐助法人应当及时、如实答复。

捐助法人的决策机构、执行机构或者法定代表人作出决定的程序违反法律、行政法规、法人章程，或者决定内容违反法人章程的，捐助人等利害关系人或者主管机关可以请求人民法院撤销该决定，但是捐助法人依据该决定与善意相对人形成的民事法律关系不受影响。

第九十五条 为公益目的成立的非营利法人终止时，不得向出资人、设立人或者会员分配剩余财产。剩余财产应当按照法人章程的规定或者权力机构的决议用于公益目的；无法按照法人章程的规定或者权力机构的决议处理的，由主管机关主持转给宗旨相同或者相近的法人，并向社会公告。

第四节 特别法人

第九十六条 本节规定的机关法人、农村集体经济组织法人、城镇农村的合作经济组织法人、基层群众性自治组织法人，为特别法人。

第九十七条 有独立经费的机关和承担行政职能的法定机构从成立之日起，具有机关法人资格，可以从事为履行职能所需要的民事活动。

第九十八条 机关法人被撤销的，法人终止，其民事权利和义务由继任的机关法人享有和承担；没有继任的机关法人的，由作出撤销决定的机关法人享有和承担。

第九十九条 农村集体经济组织依法取得法人资格。

法律、行政法规对农村集体经济组织有规定的，依照其规定。

第 94 条 寄付者が寄付法人に寄付する財産の使用、管理状況について照会したり、意見や提案をした場合、寄付法人は速やかに事実の通り回答しなければならない。

寄付法人の意思決定機関、執行機関又は法定代表者が決定したプロセスが法律、行政法規、法人定款に違反するか、決定内容が法人定款に違反する場合、寄付者等の利害関係人又は所管機関は裁判所に対して当該決定の取消しを請求することができるが、寄付法人が当該決定に基づき善意の相手方と形成した民事法律関係は、そのことによる影響を受けない。

第 95 条 公益目的のために設立された非営利法人が終了したとき、出資者、設立者又は会員に残余財産を分配してはならない。残余財産は法人定款の規定又は権力機関の決議に基づき処理することができる場合、所管機関の手配により宗旨が同じか近似する法人に移譲するとともに、社会に対して公告する。

第四節 特別法人

第 96 条 本節に所定の機関法人、農村集団經濟組織法人、都市、鎮、農村の合作經濟組織法人、基層群集性自治組織法人は、特別法人である。

第 97 条 独立の経費を持つ機関及び行政機能を負担する法定機関は、設立日より機関法人の資格を持つものとし、職能を履行するために必要な民事活動を行うことができる。

第 98 条 機関法人が抹消された法人は、終了するものとし、その民事権利及び義務は職務を引き継ぐ機関法人により享有、負担する。引き継ぐ機関法人がない場合は、抹消を決定した機関法人により享有、負担する。

第 99 条 農村集団經濟組織は、法に従い法人の資格を取得する。

法律、行政法規に農村集団經濟組織についての規定がある場合、その規定に従う。

第一百条 城镇农村的合作经济组织依法取得法人资格。

法律、行政法规对城镇农村的合作经济组织有规定的，依照其规定。

第一百零一条 居民委员会、村民委员会具有基层群众性自治组织法人资格，可以从事为履行职能所需要的民事活动。

未设立村集体经济组织的，村民委员会可以依法代行村集体经济组织的职能。

第四章 非法人组织

第一百零二条 非法人组织是不具有法人资格，但是能够依法以自己的名义从事民事活动的组织。

非法人组织包括个人独资企业、合伙企业、不具有法人资格的专业服务机构等。

第一百零三条 非法人组织应当依照法律的规定登记。

设立非法人组织，法律、行政法规规定须经有关机关批准的，依照其规定。

第一百零四条 非法人组织的财产不足以清偿债务的，其出资人或者设立人承担无限责任。法律另有规定的，依照其规定。

第一百零五条 非法人组织可以确定一人或者数人代表该组织从事民事活动。

第一百零六条 有下列情形之一的，非法人组织解散：

（一）章程规定的存续期间届满或者章程规定的其他解散事由出现；

（二）出资人或者设立人决定解散；

第 100 条 都市、鎮、農村の合作經濟組織は、法に従い法人の資格を取得する。

法律、行政法規に都市、鎮、農村の合作經濟組織についての規定がある場合、その規定に従う。

第 101 条 居民委員會、村民委員會が基層群集性自治組織法人の資格を持つ場合、職能を履行するために必要な民事活動を行うことができる。

村の集團經濟組織を設立していない場合、村民委員會が法に従い集團經濟組織の職能を代行することができる。

第四章 非法人組織

第 102 条 非法人組織は法人格を持たないが、法に従い自らの名義により民事活動を行う組織である。

非法人組織には、個人の獨資企業、パートナーシップ企業、法人格を持たない専門サービス機関等を含む。

第 103 条 非法人組織は法定の登記を行うものとする。

非法人組織の設立にあたり、法律、行政法規で関係機関による認可を必要とすることを規定しているものは、それらの規定に従う。

第 104 条 非法人組織の財産が債務弁済に不足となる場合、出資者又は設立者が無限の責任を負う。法律で別段の規定がある場合、その規定に従う。

第 105 条 非法人組織においては、当該組織の民事活動を行う代表を 1 名又は数名決定することができる。

第 106 条 以下に掲げる状況の一つがある場合、非法人組織を解散する。

(1) 定款に規定する存続期間が満了するか、定款に規定するその他の解散事由が生じた場合

(2) 出資者又は設立者が解散を決定した場合

(三) 法律规定的其他情形。

(3) その他、法律所定の場合

第一百零七条 非法人组织解散的，应当依法进行清算。

第 107 条 非法人組織を解散する場合、法に従い清算を行うものとする。

第一百零八条 非法人组织除适用本章规定外，参照适用本法第三章第一节的有关规定。

第 108 条 非法人組織には本章の規定を適用するほか、本法第三章第 1 節の関連規定を参照し適用する。

第五章 民事权利

第五章 民事権利

第一百零九条 自然人的人身自由、人格尊严受法律保护。

第 109 条 自然人の人身の自由、人格の尊厳は、法律による保護を受ける。

第一百一十条 自然人享有生命权、身体权、健康权、姓名权、肖像权、名誉权、荣誉权、隐私权、婚姻自主权等权利。

第 110 条 自然人は、生命権、身体権、健康権、氏名権、肖像権、名誉権、榮譽権、プライバシー権、婚姻自主権等の権利を持つ。

法人、非法人组织享有名称权、名誉权、荣誉权等权利。

法人、非法人組織は、名称権、名誉権、榮譽権等の権利を持つ。

第一百一十一条 自然人的个人信息受法律保护。任何组织和个人需要获取他人个人信息的，应当依法取得并确保信息安全，不得非法收集、使用、加工、传输他人个人信息，不得非法买卖、提供或者公开他人个人信息。

第 111 条 自然人の個人情報は、法律による保護を受ける。いかなる組織や個人が他人の個人情報を取得する場合も、法に従って取得し、かつ情報の安全を確保しなければならず、他人の個人情報を違法に収集、使用、加工、他人に伝達してはならず、また違法に売買、提供、公開してはならない。

第一百一十二条 自然人因婚姻、家庭关系等产生的人身权利受法律保护。

第 112 条 自然人の婚姻、家庭関係等により生じた人格権及び身分権は、法律による保護を受ける。

第一百一十三条 民事主体的财产权利受法律平等保护。

第 113 条 民事主体の財産権は、法律による平等な保護を受ける。

第一百一十四条 民事主体依法享有物权。

第 114 条 民事主体は、法により物権を享有する。

物权是权利人依法对特定的物享有直接支配和排他的权利，包括所有权、用益物权和担保物权。

物権は、権利者が法により特定の物に対して直接支配し、他人を排除する権利をいう。これには所有権、用益物権及び担保物権が含まれる。

第一百一十五条 物包括不动产和动产。法律规定权利作为物权客体的，依照其规定。

第 115 条 物には、不動産及び動産を含む。法律で権利を物権の客体とすることが規定されている場合、その規定に従う。

第一百一十六条 物权的种类和内容，由法律规定。

第 116 条 物権の種類及び内容は、法律により規定する。

第一百一十七条 为了公共利益的需要，依照法律规定的权限和程序征收、征用不动产或者动产的，应当给予公平、合理的补偿。

第一百一十八条 民事主体依法享有债权。

债权是因合同、侵权行为、无因管理、不当得利以及法律的其他规定，权利人请求特定义务人为或者不为一定行为的权利。

第一百一十九条 依法成立的合同，对当事人具有法律约束力。

第一百二十条 民事权益受到侵害的，被侵权人有权请求侵权人承担侵权责任。

第一百二十一条 没有法定的或者约定的义务，为避免他人利益受损失而进行管理的人，有权请求受益人偿还由此支出的必要费用。

第一百二十二条 因他人没有法律根据，取得不当利益，受损失的人有权请求其返还不当利益。

第一百二十三条 民事主体依法享有知识产权。

知识产权是权利人依法就下列客体享有的专有的权利：

- (一) 作品；
- (二) 发明、实用新型、外观设计；
- (三) 商标；
- (四) 地理标志；
- (五) 商业秘密；
- (六) 集成电路布图设计；

第 117 条 公共の利益の必要性から、法律に規定された権限及びプロセスにより不動産又は動産を徴収、収用する場合、公平かつ合理的に補償しなければならない。

第 118 条 民事主体は、法により債権を享有する。

債権は、契約、権利侵害の行為、事務管理、不当利得及び法律のその他の規定により、権利者が特定の義務者に一定の行為についての作為又は不作為を請求する権利である。

第 119 条 法により成立した契約は、当事者に対し法的拘束力を持つ。

第 120 条 民事権益に侵害を受けた場合、侵害を受けた者は、侵害を与えた者に権利侵害の責任を負うよう請求する権利を持つ。

第 121 条 法定の、又は約定のない義務について、他人の利益が損失を受けることを避けるために管理する者は、このために支出した必要な費用を弁償するよう受益者に請求する権利を持つ。

第 122 条 他人が法的根拠なく不当な利益を得たため損失を受けた者は、損失を与えた者に不当利益を返還するよう請求する権利を持つ。

第 123 条 民事主体は、法により知的財産権を享有する。

知的財産権は、権利者が法により以下の客体について享有する専有の権利である。

- (1) 作品
- (2) 発明、実用新案、意匠
- (3) 商標
- (4) 地理的表示
- (5) 商業上の秘密
- (6) 集積回路の回路配置

(七) 植物新品种；

(7) 植物の新品種

(八) 法律规定的其他客体。

(8) その他、法律所定の客体

第一百二十四条 自然人依法享有继承权。

第 124 条 自然人は、相続権を享有する。

自然人合法的私有财产，可以依法继承。

自然人の合法的私有財産は、法に従い相続することができる。

第一百二十五条 民事主体依法享有股权和其他投资性权利。

第 125 条 民事主体は、法により持分及びその他の投資性権利を享有する。

第一百二十六条 民事主体享有法律规定的其他民事权利和利益。

第 126 条 民事主体は、法律に所定のその他の民事権利及び利益を享有する。

第一百二十七条 法律对数据、网络虚拟财产的保护有规定的，依照其规定。

第 127 条 法律でデータ、インターネットの仮想財産の保護を規定している場合、その規定に従う。

第一百二十八条 法律对未成年人、老年人、残疾人、妇女、消费者等的民事权利保护有特别规定的，依照其规定。

第 128 条 法律で未成年者、高齢者、障害者、女性、消費者等の民事権利の保護について特別に規定している場合、その規定に従う。

第一百二十九条 民事权利可以依据民事法律行为、事实行为、法律规定的事件或者法律规定的其他方式取得。

第 129 条 民事権利は、民事法律行為、事实现為、法律に所定の事件又は法律に規定するその他の方法により取得する。

第一百三十条 民事主体按照自己的意愿依法行使民事权利，不受干涉。

第 130 条 民事主体が自らの意思により法に従い民事権利を行使する場合は、干渉を受けない。

第一百三十一条 民事主体行使权利时，应当履行法律规定的和当事人约定的义务。

第 131 条 民事主体が権利を行使するときは、法律が規定した義務及び当事者が約定した義務を履行しなければならない。

第一百三十二条 民事主体不得滥用民事权利损害国家利益、社会公共利益或者他人合法权益。

第 132 条 民事主体は、民事権利を濫用して国家利益、社会公共利益又は他人の適法な權益に損害を与えてはならない。

第六章 民事法律行为

第六章 民事法律行為

第一节 一般规定

第 1 節 一般規定

第一百三十三条 民事法律行为是民事主体通过意思表示设立、变更、终止民事法律关系的行为。

第 133 条 民事法律行為は、民事主体が意思表示を通じて民事法律關係を構築、変更、終了する行為である。

第一百三十四条 民事法律行为可以基于双方或者多方的意思表示一致成立，也可以基于单方的意思表示成立。

法人、非法人组织依照法律或者章程规定的议事方式和表决程序作出决议的，该决议行为成立。

第一百三十五条 民事法律行为可以采用书面形式、口头形式或者其他形式；法律、行政法规规定或者当事人约定采用特定形式的，应当采用特定形式。

第一百三十六条 民事法律行为自成立时生效，但是法律另有规定或者当事人另有约定的除外。

行为人非依法律规定或者未经对方同意，不得擅自变更或者解除民事法律行为。

第二节 意思表示

第一百三十七条 以对话方式作出的意思表示，相对人知道其内容时生效。

以非对话方式作出的意思表示，到达相对人时生效。以非对话方式作出的采用数据电文形式的意思表示，相对人指定特定系统接收数据电文的，该数据电文进入该特定系统时生效；未指定特定系统的，相对人知道或者应当知道该数据电文进入其系统时生效。当事人对采用数据电文形式的意思表示的生效时间另有约定的，按照其约定。

第一百三十八条 无相对人的意思表示，表示完成时生效。法律另有规定的，依照其规定。

第一百三十九条 以公告方式作出的意思表示，公告发布时生效。

第 134 条 民事法律行為は、双方又は多方の意思表示が一致したことに基づき成立することが可能であるが、一方の意思のみに基づいて成立することも可能である。

法人組織、非法人組織が、法律又は定款の規定に基づく議事の方法又は表決プロセスにより決議を出した場合、当該決議行為は成立する。

第 135 条 民事法律行為には書面形式、口頭形式又はその他の形式を採用することができる。特殊な形式を採用することを法律、行政法規で規定しているか、当事者が約定でしている場合は、特定の形式を採用するものとする。

第 136 条 民事法律行為は成立時に効力を生ずるが、法律で別段の規定があるか、当事者が別段の約定をしている場合はこの限りでない。

行為者は、法律の規定によらないか、相手方の同意を経ることなく、無断で民事法律行為の変更又は解除を行ってはならない。

第 2 節 意思表示

第 137 条 対話方式によりなされた意思表示は、相手方がその内容を知った時に効力を生ずる。

対話方式以外の方法でなされた意思表示は、相手方に到達した時に効力を生ずる。対話方式以外の方法で、データ電子文書形式を採用した意思表示について、相手方が特定のシステムを指定してデータ電子文書を受領する場合、当該データ電子文書が当該特定システムに入った時に効力を生ずる。特定のシステムを指定しない場合、当該データ電子文書がそのシステムに入ったことを相手方が知るか、知るべきである時に効力を生ずる。データ電子文書形式を採用する意思表示の発効時点について当事者が別段の約定をしている場合には、その約定に従う。

第 138 条 相手方が存在しない場合の意思表示は、表示が完了した時に効力を生ずる。法律に別段の規定がある場合は、その規定に従う。

第 139 条 公告の方法によりなされる意思表示は、公告の公布時に効力を生ずる。

第一百四十条 行为人可以明示或者默示作出意思表示。

沉默只有在有法律规定、当事人约定或者符合当事人之间的交易习惯时，才可以视为意思表示。

第一百四十一条 行为人可以撤回意思表示。撤回意思表示的通知应当在意思表示到达相对人前或者与意思表示同时到达相对人。

第一百四十二条 有相对人的意思表示的解释，应当按照所使用的词句，结合相关条款、行为的性质和目的、习惯以及诚信原则，确定意思表示的含义。

无相对人的意思表示的解释，不能完全拘泥于所使用的词句，而应当结合相关条款、行为的性质和目的、习惯以及诚信原则，确定行为人的真实意思。

第三节 民事法律行为的效力

第一百四十三条 具备下列条件的民事法律行为有效：

- (一) 行为人具有相应的民事行为能力；
- (二) 意思表示真实；

(三) 不违反法律、行政法规的强制性规定，不违背公序良俗。

第一百四十四条 无民事行为能力人实施的民事法律行为无效。

第一百四十五条 限制民事行为能力人实施的纯获利益的民事法律行为或者与其年龄、智力、精神健康状况相适应的民事法律行为有效；实施的其他民事法律行为经法定代理人同意或者追认后有效。

相对人可以催告法定代理人自收到通知之日起一

第 140 条 行為者は、明示又は黙示により意思表示をすることができる。

沈黙は、法律で規定しているか、当事者が約定しているか、当事者間の商習慣に合致する場合のみ、意思表示であるとみなすことができる。

第 141 条 行為者は意思表示を撤回することができる。意思表示撤回の通知は、意思表示が相手方に到達する前か、意思表示と同時に相手方に到達しなければならない。

第 142 条 相手方の意思表示の解釈においては、使用された語句の通り、関連条項、行為の性質及び目的、習慣及び信義誠実の原則を勘案して意思表示の含意を確定するものとする。

相手方が存在しない場合の意思表示の解釈においては、使用された語句に執着しすぎず、関連条項、行為の性質及び目的、習慣及び信義誠実の原則を勘案して行為者の真の意思を確定するものとする。

第 3 節 民事法律行為の効力

第 143 条 以下の条件を具備する民事法律行為を有効とする。

- (1) 行為者が相応の民事行為能力を具備する。
- (2) 意思表示が真実である。

(3) 法律、行政法規の強行規定に違反せず、公序良俗に反さない。

第 144 条 民事行為無能力者が行う民事法律行為は、これを無効とする。

第 145 条 民事行為制限能力者が行う単に利益を獲得するだけの民事行為又は当人の年齢、知力、精神の健康状態に相応な民事法律行為は、これを有効とする。行われた民事法律行為は、法定の代理人が同意又は追認して有効となる。

相手方は、法定の代理人に対し、通知を受領した日

个月内予以追认。法定代理人未作表示的，视为拒绝追认。民事法律行为被追认前，善意相对人有撤销的权利。撤销应当以通知的方式作出。

第一百四十六条 行为人与相对人以虚假的意思表示实施的民事法律行为无效。

以虚假的意思表示隐藏的民事法律行为的效力，依照有关法律规定处理。

第一百四十七条 基于重大误解实施的民事法律行为，行为人有权请求人民法院或者仲裁机构予以撤销。

第一百四十八条 一方以欺诈手段，使对方在违背真实意思的情况下实施的民事法律行为，受欺诈方有权请求人民法院或者仲裁机构予以撤销。

第一百四十九条 第三人实施欺诈行为，使一方在违背真实意思的情况下实施的民事法律行为，对方知道或者应当知道该欺诈行为的，受欺诈方有权请求人民法院或者仲裁机构予以撤销。

第一百五十条 一方或者第三人以胁迫手段，使对方在违背真实意思的情况下实施的民事法律行为，受胁迫方有权请求人民法院或者仲裁机构予以撤销。

第一百五十一条 一方利用对方处于危困状态、缺乏判断能力等情形，致使民事法律行为成立时显失公平的，受损害方有权请求人民法院或者仲裁机构予以撤销。

第一百五十二条 有下列情形之一的，撤销权消灭：

(一) 当事人自知道或者应当知道撤销事由之日起一年内、重大误解的当事人自知道或者应当知道撤

から1箇月以内に追認するよう催告することができる。法定の代理人が意思を表示しないものは、追認を拒否するものとみなす。民事法律行為が追認されるまで、善意の相手方は取り消す権利を持つ。取消しは通知によって行うものとする。

第 146 条 行為者が相手方と虚偽の意思表示により実施した民事法律行為は、これを無効とする。

虚偽の意思表示により隠匿された民事法律行為の効力は、関連法律規定に従い処理する。

第 147 条 著しい誤解に基づいて実施された民事法律行為は、行為者より裁判所又は仲裁機関に取り消すよう請求することができる。

第 148 条 一方が欺罔の手段により、相手方が真実の意思に反する状況のもとで実施させられた民事法律行為については、欺罔を受けた当事者より裁判所又は仲裁機関に取り消すよう請求することができる。

第 149 条 第三者が欺罔行為を実施し、一方が真実の意思に反する状況のもとで実施させられた民事法律行為については、相手方が当該欺罔行為を知り、又は知るべきである場合、欺罔を受けた当事者より裁判所又は仲裁機関に取り消すよう請求することができる。

第 150 条 一方又は第三者が脅迫の手段により、相手方が真実の意思に反する状況のもとで実施させられた民事法律行為については、脅迫を受けた当事者より裁判所又は仲裁機関に取り消すよう請求することができる。

第 151 条 一方が相手方が危機的状況や、判断能力を欠く等の状況にあることを利用したことにより、民事法律行為の成立時に公平性が明らかに失われた場合、損害を受けた当事者より裁判所又は仲裁機関に取り消すよう請求することができる。

第 152 条 以下に掲げる状況の一つがある場合、取消権は消滅する。

(1) 当事者は取消しの事由を知り、又は知るべき日から 1 年間において、著しい誤解を犯した当事者

销事由之日起三个月内没有行使撤销权；

(二) 当事人受胁迫，自胁迫行为终止之日起一年内没有行使撤销权；

(三) 当事人知道撤销事由后明确表示或者以自己的行为表明放弃撤销权。

当事人自民事法律行为发生之日起五年内没有行使撤销权的，撤销权消灭。

第一百五十三条 违反法律、行政法规的强制性规定的民事法律行为无效，但是该强制性规定不导致该民事法律行为无效的除外。

违背公序良俗的民事法律行为无效。

第一百五十四条 行为人与相对人恶意串通，损害他人合法权益的民事法律行为无效。

第一百五十五条 无效的或者被撤销的民事法律行为自始没有法律约束力。

第一百五十六条 民事法律行为部分无效，不影响其他部分效力的，其他部分仍然有效。

第一百五十七条 民事法律行为无效、被撤销或者确定不发生效力后，行为人因该行为取得的财产，应当予以返还；不能返还或者没有必要返还的，应当折价补偿。有过错的一方应当赔偿对方由此所受到的损失；各方都有过错的，应当各自承担相应的责任。法律另有规定的，依照其规定。

第四节 民事法律行为的附条件和附期限

第一百五十八条 民事法律行为可以附条件，但

は、取消しの事由を知り、又は知るべき日から 3 箇月以内において、取消権を行使しなかった場合。

(2) 当事者が脅迫を受け、脅迫行為の終了した日から 1 年間において取消権を行使しなかった場合。

(3) 当事者が取消事由を知った後で取消権を放棄する旨を明確に表明したか、自己の行為により表明した場合。

当事者が民事法律行為の発生した日から 5 年間に取消権を行使しなかった場合、その取消権は消滅する。

第 153 条 行政法規の強行規定に違反する民事法律行為は、これを無効とするが、当該強行規定により当該民事法律行為が無効とならない場合は、この限りでない。

公序良俗に反する民事法律行為は、これを無効とする。

第 154 条 行為者と相手方が悪意により通謀し、他人の適法な權益に損害を与える民事法律行為は、これを無効とする。

第 155 条 無効であるか、取り消された民事法律行為は、もとより法的拘束力を持たないものとする。

第 156 条 民事法律行為の一部が無効となった場合、その他の部分の効力には影響を与えず、その他の部分は依然として有効とする。

第 157 条 民事法律行為が無効となるか、取り消されたか、効力を生じないことが確定した後、行為者は当該行為により取得した財産を返還しなければならない。返還できないか、返還の必要がない場合、価額評価して補償しなければならない。過失のある一方は、相手方がこのために受けた損失を賠償しなければならない。各者とも過失がある場合は、各自が相応の責任を負うものとする。法律で別段の規定がある場合、その規定に従う。

第 4 節 民事法律行為への条件附加及び期限附加

第 158 条 民事法律行為には条件を附加すること

是按照其性质不得附条件的除外。附生效条件的民事法律行为，自条件成就时生效。附解除条件的民事法律行为，自条件成就时失效。

第一百五十九条 附条件的民事法律行为，当事人为自己的利益不正当地阻止条件成就的，视为条件已成就；不正当地促成条件成就的，视为条件不成就。

第一百六十条 民事法律行为可以附期限，但是按照其性质不得附期限的除外。附生效期限的民事法律行为，自期限届至时生效。附终止期限的民事法律行为，自期限届满时失效。

第七章 代理

第一节 一般规定

第一百六十一条 民事主体可以通过代理人实施民事法律行为。

依照法律规定、当事人约定或者民事法律行为的性质，应当由本人亲自实施的民事法律行为，不得代理。

第一百六十二条 代理人在代理权限内，以被代理人名义实施的民事法律行为，对被代理人发生效力。

第一百六十三条 代理包括委托代理和法定代理。

委托代理人按照被代理人的委托行使代理权。法定代理人依照法律的规定行使代理权。

第一百六十四条 代理人不履行或者不完全履行职责，造成被代理人损害的，应当承担民事责任。

代理人和相对人恶意串通，损害被代理人合法权益的，代理人和相对人应当承担连带责任。

ができるが、その性質上条件を附加できない場合を除く。効力の生じた条件を附加した民事法律行為は、条件が成就した時に発効する。解除条件を附加した民事法律行為は、条件が成就した時に失効する。

第 159 条 条件を附加した民事法律行為は、当事者が自己の利益のために不当に条件の成就を阻止した場合、条件は成就したものとみなす。不当に条件を成就させた場合は、条件は成就していないものとみなす。

第 160 条 民事法律行為には期限を附加することができるが、その性質上期限を附加できない場合を除く。発効期限を附加した民事法律行為は、期限となった時に発効する。終了期限を附加した民事法律行為は、期限満了時に失効する。

第七章 代理

第 1 節 一般規定

第 161 条 民事主体は、代理人を通じて民事法律行為を実施することができる。

法律規定、当事者の約定又は民事法律行為の性質により、本人が自ら実施すべき民事法律行為は、代理することはできない。

第 162 条 代理人が代理権限の範囲内で、被代理人の名義で実施する民事法律行為は、被代理人に対して効力を生ずる。

第 163 条 代理には、委託による代理と法定代理を含む。

委託を受けた代理人は被代理人の委任により代理権を行使する。法定代理人は、法律の規定により代理権を行使する。

第 164 条 代理人が職責を履行しないか、履行が不完全であったために被代理人に損害をもたらした場合は、民事責任を負うものとする。

代理人と相手方が悪意により通謀し、被代理人の適法な權益に損害を与えた場合、代理人と相手方は連

帯責任を負うものとする。

第二节 委托代理

第一百六十五条 委托代理授权采用书面形式，授权委托书应当载明代理人的姓名或者名称、代理事项、权限和期间，并由被代理人签名或者盖章。

第一百六十六条 数人为同一代理事项的代理人的，应当共同行使代理权，但是当事人另有约定的除外。

第一百六十七条 代理人知道或者应当知道代理事项违法仍然实施代理行为，或者被代理人知道或者应当知道代理人的代理行为违法未作反对表示的，被代理人和代理人应当承担连带责任。

第一百六十八条 代理人不得以被代理人的名义与自己实施民事法律行为，但是被代理人同意或者追认的除外。

代理人不得以被代理人的名义与自己同时代理的其他人实施民事法律行为，但是被代理的双方同意或者追认的除外。

第一百六十九条 代理人需要转委托第三人代理的，应当取得被代理人的同意或者追认。

转委托代理经被代理人同意或者追认的，被代理人可以就代理事务直接指示转委托的第三人，代理人仅就第三人的选任以及对第三人的指示承担责任。

转委托代理未经被代理人同意或者追认的，代理人应当对转委托的第三人的行为承担责任，但是在紧急情况下代理人为了维护被代理人的利益需要转委托第三人代理的除外。

第一百七十条 执行法人或者非法人组织工作任务的人员，就其职权范围内的事项，以法人或者非

第2節 委託による代理

第 165 条 委託による代理の授權には書面形式を採用し、授權委託書には代理人の氏名又は名称、代理事項、権限及び期間を明記したうえで、被代理人により署名又は捺印する。

第 166 条 複数名が同一の代理事項の代理人となる場合、共同で代理権を行使するが、当事者に別段の約定がある場合、この限りでない。

第 167 条 代理人は、代理事項が違法であることを知り、又は知るべきであるか、被代理人が代理人の代理行為が違法であることを知り、又は知るべきでありながら反対を表示しなかった場合、被代理人及び代理人は連帯責任を負うものとする。

第 168 条 代理人は、被代理人の名義により自己と民事法律行為を実施してはならないが、被代理人が同意又は追認した場合、この限りでない。

代理人は、被代理人の名義により自己が同時に代理を行うその他の者と民事法律行為を実施してはならないが、代理を受ける双方が同意又は追認した場合はこの限りでない。

第 169 条 代理人が第三者への代理の再委託を行う必要がある場合は、被代理人の同意又は追認を取得しなければならない。

代理を被代理人の同意又は追認を経て再委託する場合、被代理人は代理事項について再委託された第三者に直接指示することができ、代理人は第三者の選任及び第三者への指示についてのみ責任を負うことになる。

代理の再委託に被代理人の同意又は追認を経ていない場合、代理人は再委託する第三者の行為に責任を負うものとするが、緊急の状況のもとで代理人が被代理人の利益を保護するために第三者への代理再委託を行う必要がある場合、この限りでない。

第 170 条 法人又は非法人組織の業務上の任務を行う者が、職権範囲内の事項について、法人又は非

人组织的名义实施民事法律行为，对法人或者非法人组织发生效力。

法人組織の名義で民事法律行為を行ったものは、法人又は非法人組織に対して効力を生ずる。

法人或者非法人组织对执行其工作任务的人员职权范围的限制，不得对抗善意相对人。

法人又は非法人組織がその業務上の任務を行う者の職権の範囲を制限する場合、善意の相手方に対抗することができない。

第一百七十一条 行为人没有代理权、超越代理权或者代理权终止后，仍然实施代理行为，未经被代理人追认的，对被代理人不发生效力。

第 171 条 行為者に代理権がなく、代理権を超えるか、代理権の終了後もなお代理行為を実施し、被代理人の追認を経ていないものは、被代理人に対して効力を生じない。

相对人可以催告被代理人自收到通知之日起一个月内予以追认。被代理人未作表示的，视为拒绝追认。行为人实施的行为被追认前，善意相对人有撤销的权利。撤销应当以通知的方式作出。

相手方は被代理人に対し、通知を受領した日から1箇月間において、追認するよう催告することができる。行為者が実施した行為が追認されるまで、善意の相手方は取り消す権利を持つ。取消しは通知により行う。

行为人实施的行为未被追认的，善意相对人有权请求行为人履行债务或者就其受到的损害请求行为人赔偿，但是赔偿的范围不得超过被代理人追认时相对人所能获得的利益。

行為者が実施する行為が追認されておらず、善意の相手方は、行為者の債務履行を請求するか、当人が被った損害についての行為者による賠償を請求する権利を持つが、賠償の範囲は被代理人が追認する時に相手方が得る利益を超えてはならない。

相对人知道或者应当知道行为人无权代理的，相对人和行为人按照各自的过错承担责任。

相手方が、行為者には代理権がないことを知り、又は知るべきである場合、相手方と行為者は各自の過失に応じて責任を負う。

第一百七十二条 行为人没有代理权、超越代理权或者代理权终止后，仍然实施代理行为，相对人有理由相信行为人有代理权的，代理行为有效。

第 172 条 行為者に代理権がなく、代理権を超えるか、代理権の終了後もなお代理行為を実施し、行為者は代理権があるものと信じる理由が相手方にある場合、代理行為は有効とする。

第三节 代理终止

第 3 節 代理の終了

第一百七十三条 有下列情形之一的，委托代理终止：

第 173 条 以下に掲げる状況の一つがある場合、委託による代理を終了する。

(一) 代理期间届满或者代理事务完成；

(1) 代理期間が満了したか、代理事項が完了した場合

(二) 被代理人取消委托或者代理人辞去委托；

(2) 被代理人が委託を取り消したか、代理人が委託を辞退した場合

(三) 代理人丧失民事行为能力；

(3) 代理人が民事行為能力を喪失した場合

(四) 代理人或者被代理人死亡；

(4) 代理人又は被代理人が死亡した場合

(五) 作为代理人或者被代理人的法人、非法人组织终止。

(5) 代理人又は被代理人となる法人、非法人組織が終了した場合、前項規定を参照し適用する。

第一百七十四条 被代理人死亡后，有下列情形之一的，委托代理人实施的代理行为有效：

第 174 条 被代理人が死亡した後、以下に掲げる状況の一つがある場合、委託を受けた代理人が実施する代理行為は有効とする。

(一) 代理人不知道并且不应当知道被代理人死亡；

(1) 代理人が被代理人が死亡したことを知らないか、知るはずがない場合

(二) 被代理人的继承人予以承认；

(2) 被代理人の相続人が認める場合

(三) 授权中明确代理权在代理事务完成时终止；

(3) 授權の中で、代理権が代理事項の完了時に終了することを明確に示している場合

(四) 被代理人死亡前已经实施，为了被代理人的继承人的利益继续代理。

(4) 被代理人が死亡する前にすでに代理を実施し、被代理人の相続人の利益のためにそれを継続する場合

作为被代理人的法人、非法人组织终止的，参照适用前款规定。

代理人又は被代理人となる法人、非法人組織が終了した場合は、前項規定を参照し適用する。

第一百七十五条 有下列情形之一的，法定代理终止：

第 175 条 以下に掲げる状況の一つがある場合、法定代理は終了する。

(一) 被代理人取得或者恢复完全民事行为能力；

(1) 被代理人が完全民事行為能力を得たか回復した場合

(二) 代理人丧失民事行为能力；

(2) 代理人が民事行為能力を喪失した場合

(三) 代理人或者被代理人死亡；

(3) 代理人又は被代理人が死亡した場合

(四) 法律规定的其他情形。

(4) その他、法律所定の場合。

第八章 民事责任

第八章 民事責任

第一百七十六条 民事主体依照法律规定和当事人约定，履行民事义务，承担民事责任。

第 176 条 民事主体は法律規定及び当事者の約定により、民事義務を履行し、民事責任を負う。

第一百七十七条 二人以上依法承担按份责任，能够确定责任大小的，各自承担相应的责任；难以确定责任大小的，平均承担责任。

第 177 条 2 名以上の者が法に従い按分して責任を負う場合、責任の代償を画定できる場合は、各自が相応の責任を負う。責任の大小を確定することが困難な場合は、責任を等分して負担する。

第一百七十八条 二人以上依法承担连带责任的，权利人有权请求部分或者全部连带责任人承担责任。

连带责任人责任份额根据各自责任大小确定；难以确定责任大小的，平均承担责任。实际承担责任超过自己责任份额的连带责任人，有权向其他连带责任人追偿。

连带责任，由法律规定或者当事人约定。

第一百七十九条 承担民事责任的方式主要有：

- (一) 停止侵害；
- (二) 排除妨碍；
- (三) 消除危险；
- (四) 返还财产；
- (五) 恢复原状；
- (六) 修理、重作、更换；
- (七) 继续履行；
- (八) 赔偿损失；
- (九) 支付违约金；
- (十) 消除影响、恢复名誉；
- (十一) 赔礼道歉。

法律规定惩罚性赔偿的，依照其规定。

本条规定的承担民事责任的方式，可以单独适用，也可以合并适用。

第一百八十条 因不可抗力不能履行民事义务的，不承担民事责任。法律另有规定的，依照其规定。

第178条 法に従い2名以上の者が連帯責任を負う場合、権利者は一部又は全部の連帯責任者に責任を負うよう請求する権利を持つ。

連帯責任者の責任の負担割合は、各自の責任の大小により確定する。責任の大小を確定することが困難な場合、責任を等分して負担する。実際に負担した責任が自己の責任負担割合を超過した連帯責任者は、その他の連帯責任者に求償する権利を持つ。

連帯責任は、法律で規定するか、当事者が約定する。

第179条 民事責任の負担方法には、以下のものがある。

- (1) 侵害の停止
- (2) 妨害の排除
- (3) 危険の消除
- (4) 財産の返還
- (5) 原状回復
- (6) 修理、やり直し、交換
- (7) 履行の継続
- (8) 損失の賠償
- (9) 違約金支払い
- (10) 影響排除、名誉回復
- (11) 謝罪

法律で懲罰的賠償について規定している場合、その規定に従う。

本条に所定の民事責任の負担方法は、単独で適用することができるほか、複数を併用して適用することもできる。

第180条 不可抗力により民事義務を履行できない場合、民事責任を負わない。法律で別段の規定が

不可抗力是指不能预见、不能避免且不能克服的客观情况。

第一百八十一条 因正当防卫造成损害的，不承担民事责任。

正当防卫超过必要的限度，造成不应有的损害的，正当防卫人应当承担适当的民事责任。

第一百八十二条 因紧急避险造成损害的，由引起险情发生的人承担民事责任。

危险由自然原因引起的，紧急避险人不承担民事责任，可以给予适当补偿。

紧急避险采取措施不当或者超过必要的限度，造成不应有的损害的，紧急避险人应当承担适当的民事责任。

第一百八十三条 因保护他人民事权益使自己受到损害的，由侵权人承担民事责任，受益人可以给予适当补偿。没有侵权人、侵权人逃逸或者无力承担民事责任，受害人请求补偿的，受益人应当给予适当补偿。

第一百八十四条 因自愿实施紧急救助行为造成受助人损害的，救助人不承担民事责任。

第一百八十五条 侵害英雄烈士等的姓名、肖像、名誉、荣誉，损害社会公共利益的，应当承担民事责任。

第一百八十六条 因当事人一方的违约行为，损害对方人身权益、财产权益的，受损害方有权选择请求其承担违约责任或者侵权责任。

ある場合、その規定に従う。

不可抗力とは、予見できず、回避できず、かつ、克服することができない客観的状況をいう。

第 181 条 正当防衛により損害をもたらした者は、民事責任を負担しない。

正当防衛が必要な限度を超え、あるべきでない損害をもたらした場合、正当防衛をした者が適当な民事責任を負担しなければならない。

第 182 条 緊急避難により損害をもたらした場合には、危険事由の発生を引き起こした者が民事責任を負担する。

危険が自然な原因により引き起こされたものである場合、緊急避難者は、民事責任を負担せず、適当な補償を与えることができる。

緊急避難のために講じた措置が不適切で、必要な限度を超え、あるべきでない損害をもたらした場合には、緊急避難者は、適当な民事責任を負担しなければならない。

第 183 条 他人の民事権益を保護するために自ら損害を受けた場合は、権利侵害者が民事責任を負い、受益者は適当な補償を与えることができる。権利侵害者がいないか、権利侵害者が逃避したか、民事責任を負う能力がなく、被害者が補償を請求する場合、受益者は適当な補償を与えなければならない。

第 184 条 自発的に緊急の救助行為を実施するために救助を受ける者に損害をもたらした場合、救助者は民事責任を負わない。

第 185 条 英雄烈士等の氏名、肖像、名誉、荣誉を侵害し、社会の公共の利益に損害を与えた者は、民事責任を負うものとする。

第 186 条 当事者の一方の医業行為に起因して相手方の権益、財産上の権益に損害を与えた場合、損害を受けた者は違約責任か権利侵害責任のいずれかを選択し、負担を請求する権利を持つ。

第一百八十七条 民事主体因同一行为应当承担民事责任、行政责任和刑事责任的，承担行政责任或者刑事责任不影响承担民事责任；民事主体的财产不足以支付的，优先用于承担民事责任。

第 187 条 民事主体が同一の行為により民事責任、行政責任及び刑事責任を負うべきである場合、行政責任又は刑事責任の負担は民事責任の負担に影響を与えない。民事主体の財産が支払いに不足する場合は、優先的に民事責任の負担に使用するものとする。

第九章 诉讼时效

第九章 訴訟時効

第一百八十八条 向人民法院请求保护民事权利的诉讼时效期间为三年。法律另有规定的，依照其规定。

第 188 条 裁判所に対して民事権利の保護を請求することにかかる訴訟時効期間は、3 年とする。法律に別段の規定がある場合は、その規定に従う。

诉讼时效期间自权利人知道或者应当知道权利受到损害以及义务人之日起计算。法律另有规定的，依照其规定。但是自权利受到损害之日起超过二十年的，人民法院不予保护；有特殊情况的，人民法院可以根据权利人的申请决定延长。

訴訟時効期間は、権利が損害を受けたこと、及び義務者のことを権利者が知り、又は知るべき日から起算する。法律に別段の規定がある場合は、その規定に従う。ただし、権利が損害を受けた日から 20 年を超える時間が経過している場合、裁判所はこれを保護しない。特段の事由がある場合は、裁判所は権利者の申し立てに基づき、延長を決定することができる。

第一百八十九条 当事人约定同一债务分期履行的，诉讼时效期间自最后一期履行期限届满之日起计算。

第 189 条 当事者が同一の債務を分割して履行する場合、訴訟時効期間は最後の期間の履行期限が満了した日から起算する。

第一百九十条 无民事行为能力人或者限制民事行为能力人对其法定代理人的请求权的诉讼时效期间，自该法定代理终止之日起计算。

第 190 条 民事行為無能力者又は民事行為制限能力者の、その法定代理人に対する請求権の訴訟時効期間は、当該法定代理の終了日から起算する。

第一百九十一条 未成年人遭受性侵害的损害赔偿请求权的诉讼时效期间，自受害人年满十八周岁之日起计算。

第 191 条 未成年者が性的侵害を受けた損害賠償請求権の訴訟時効期間は、損害を受けた者が満 18 歳となった日から起算する。

第一百九十二条 诉讼时效期间届满的，义务人可以提出不履行义务的抗辩。

第 192 条 訴訟時効期間が満了した場合、義務者は義務を履行しない旨を抗弁することができる。

诉讼时效期间届满后，义务人同意履行的，不得以诉讼时效期间届满为由抗辩；义务人已自愿履行的，不得请求返还。

訴訟時効期間が満了した後、義務者が履行に同意する場合、訴訟時効期間の満了を理由に抗弁してはならない。義務者がすでに自発的に履行している場合、返還を請求してはならない。

第一百九十三条 人民法院不得主动适用诉讼时效的规定。

第 193 条 裁判所は、主体的に訴訟時効の規定を適用してはならない。

第一百九十四条 在诉讼时效期间的最后六个月

第 194 条 訴訟時効期間の最後の 6 箇月間におい

内，因下列障碍，不能行使请求权的，诉讼时效中止：

(一) 不可抗力；

(二) 无民事行为能力人或者限制民事行为能力人没有法定代理人，或者法定代理人死亡、丧失民事行为能力、丧失代理权；

(三) 继承开始后未确定继承人或者遗产管理人；

(四) 权利人被义务人或者其他控制；

(五) 其他导致权利人不能行使请求权的障碍。

自中止时效的原因消除之日起满六个月，诉讼时效期间届满。

第一百九十五条 有下列情形之一的，诉讼时效中断，从中断、有关程序终结时起，诉讼时效期间重新计算：

(一) 权利人向义务人提出履行请求；

(二) 义务人同意履行义务；

(三) 权利人提起诉讼或者申请仲裁；

(四) 与提起诉讼或者申请仲裁具有同等效力的其他情形。

第一百九十六条 下列请求权不适用诉讼时效的规定：

(一) 请求停止侵害、排除妨碍、消除危险；

(二) 不动产物权和登记的动产物权的权利人请求返还财产；

(三) 请求支付抚养费、赡养费或者扶养费；

て、以下の障害のために請求権を行使できない場合、訴訟時効を停止する。

(1) 不可抗力

(2) 民事行為無能力者又は民事行為制限能力者に法定代理人がないか、法定代理人が死亡したか、民事行為能力を喪失したか、代理権を喪失した場合。

(3) 相続を開始した後、相続人又は遺産の管理者が確定していない場合。

(4) 権利者が義務者又はその他の者により制御されている場合。

(5) その他、権利者が請求権を行使できなくなるような障害がもたらされた場合。

時効停止の原因が消除した日から満 6 箇月をもって、訴訟時効期間は満了する。

第 195 条 以下に掲げる状況の一つがある場合、訴訟時効は中断し、中断及び関連プロセスの終了したときから、訴訟時効期間を改めて起算する。

(1) 権利者が義務者に対する履行請求を提出した場合

(2) 義務者が義務の履行に同意した場合

(3) 権利者が訴訟提起又は仲裁申立てを行った場合

(4) その他、訴訟提起又は仲裁申立てと同等の効力を持つ場合

第 196 条 以下の請求権には、訴訟時効の規定を適用しない。

(1) 侵害停止、妨害排除、危険消除の請求

(2) 不動産物権及び登記した動産物権の権利者による財産の返還請求

(3) 扶養費の支払い請求

(四) 依法不适用诉讼时效的其他请求权。

第一百九十七条 诉讼时效的期间、计算方法以及中止、中断的事由由法律规定，当事人约定无效。

当事人对诉讼时效利益的预先放弃无效。

第一百九十八条 法律对仲裁时效有规定的，依照其规定；没有规定的，适用诉讼时效的规定。

第一百九十九条 法律规定或者当事人约定的撤销权、解除权等权利的存续期间，除法律另有规定外，自权利人知道或者应当知道权利产生之日起计算，不适用有关诉讼时效中止、中断和延长的规定。存续期间届满，撤销权、解除权等权利消灭。

第十章 期间计算

第二百条 民法所称的期间按照公历年、月、日、小时计算。

第二百零一条 按照年、月、日计算期间的，开始的当日不计入，自下一日开始计算。

按照小时计算期间的，自法律规定或者当事人约定的时间开始计算。

第二百零二条 按照年、月计算期间的，到期月的对应日为期间的最后一日；没有对应日的，月末日为期间的最后一日。

第二百零三条 期间的最后一日是法定休假日的，以法定休假日结束的次日为期间的最后一日。

期间的最后一日的截止时间为二十四时；有业务时间的，停止业务活动的时间为截止时间。

第二百零四条 期间的计算方法依照本法的规定，但是法律另有规定或者当事人另有约定的除外。

(4) その他、法に従い訴訟時効を適用しない請求権

第 197 条 訴訟時効期間、計算方法及び停止、中断の事由は法律で規定し、当事者の約定は無効とする。

当事者の訴訟時効利益に対する事前放棄は、これを無効とする。

第 198 条 法律で仲裁時効について規定している場合、その規定に従う。規定がない場合、訴訟時効の規定を適用する。

第 199 条 法律が規定するか当事者が約定した取消権、解除権等の権利の存続期間は、法律で別段の規定がある場合を除き、権利者が権利の発生について知り、又は知るべき日から起算し、訴訟時効の停止、中断又は延長の規定を適用しない。存続期間が満了したら、取消権、解除権等の権利は消滅する。

第十章 期間の計算

第 200 条 民法にいう「期間」は、西暦の年、月、日、時間により計算する。

第 201 条 年、月、日により期間を計算する場合、起算日当日は、計算に含めず、翌日から計算する。

時間により期間を計算する場合、法律の規定又は当事者の約定する時間から計算する。

第 202 条 年、月により期間を計算する場合、期間が満了する月の対応日を期間最後の日とする。対応日がない場合は、月の末日を期間最後の日とする。

第 203 条 期間最後の日が法定休日である場合、法定休日の終了した翌日を期間最後の日とする。

期間最後の日の締切時間は 24 時とする。業務時間がある場合は、業務活動を停止する時間を締切時間とする。

第 204 条 期間の計算方法は本法の規定に従うものとするが、法律で別段の規定がある場合又は当事者が別段の約定をしている場合は、この限りでな

い。

第十一章 附 則

第二百零五条 民法所称的“以上”“以下”“以内”“届满”，包括本数；所称的“不满”“超过”“以外”，不包括本数。

第二百零六条 本法自2017年10月1日起施行。

第十一章 附則

第205条 民法において「以上」、「以下」、「以内」、「期間満了」は当該数を含み、「未満」、「～を超える」、「以外」には当該数を含めない。

第206条 この法律は、2017年10月1日から施行する。